

広島市社会福祉審議会運営規程の改正について

1 趣旨

令和4年4月16日に市立保育園の園児が保育中に行方不明となり、太田川放水路の砂地で横たわっている状態で発見され、病院搬送後に死亡する事案（以下「本死亡事案」という。）が発生しており、これを調査審議するとともに、今後、子どもに関する重大事案が発生したときに可能な限り迅速かつ柔軟な対応ができるよう、広島市社会福祉審議会運営規程について所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 児童福祉専門分科会及び同分科会に所属する各部会の専決事項に児童福祉法第8条第2項に関する事項を追加する。
また、障害福祉専門分科会についても同様の改正を行う。
- (2) 重大事案を調査審議する部会の運営に関する事項を専門分科会に委任する規定を新たに設ける。

詳細は別紙1「広島市社会福祉審議会運営規程 新旧対照表」のとおり。

(参考) 児童福祉法について (抄)

- 第八条 第九項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。
- ② 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。